

2 項若しくは第15条の2第1項若しくは第2項の規定による時又は第15条の3第3項各号に掲げる者によるものであるときは、受注者は、当該前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第9条第2項に規定する利率によって算定した額とする。）を付した額を、第15条の5又は第15条の6の規定による解除にあっては、当該前金払額を発注者に返還しなければならない。

4・5（略）

第15条の2（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与しているものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支配人又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又

2 項若しくは第15条の2第1項若しくは第2項の規定による時又は第15条の3第3項各号に掲げる者によるものであるときは、受注者は、当該前金払額に利息（前払金を支払った日から返還の日までの日数につき第9条第2項に規定する利率によって算定した額とする。）を付した額を、第15条の5又は第15条の6の規定による解除にあっては、当該前金払額を発注者に返還しなければならない。

4・5（略）

第15条の2（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者 _____ を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者 _____ をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した

<p><u>は関与していると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>その役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められるとき。</u></p> <hr/> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第15条の3～第19条 (略)</p>	<p><u>と認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</u></p> <hr/> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第15条の3～第19条 (略)</p>
---	--